

助産専門職大学院 認証評価に関する自己点検・評価報告書

2019 年 9 月 14 日

一般財団法人 日本助産評価機構

目 次

I. 沿革および現況.....	3
1. 日本助産評価機構の沿革.....	3
2. 日本助産評価機構の現況.....	3
II. 自己点検・評価.....	5
1. 評価の範囲について.....	5
2. 評価基準について.....	5
3. 評価方法について.....	5
1) 実施体制・組織.....	5
2) 受審校による自己点検評価.....	7
3) 書面調査および調査報告書（案1）の作成.....	7
4) 現地調査.....	7
5) 調査報告書（案2）の作成.....	8
6) 評価委員会での審議・意見申立手続き.....	8
7) 認証評価評議会での審議・承認手続きおよび異議申立て手続き.....	8
8) 評価結果の通知および公表.....	8
9) 年次報告書によるフォローアップ.....	8
4. 認証評価の実施状況.....	9
1) 専門職大学院認証評価の現況.....	9
2) その他の教育機関の第三者評価の現況.....	10
5. 法人運営の状況.....	10
1) 執行機関（理事会および評議員会）について.....	10
2) 事務局体制について.....	11
3) 財政状況について.....	11
III. 資料等.....	13
資料1：2018（平成30）年度 一般財団法人日本助産評価機構組織.....	13
資料2：評価スケジュール.....	14
資料3：助産教育認証評価に係る規則・規定.....	15
一般財団法人日本助産評価機構 定款.....	15
会員の入退会等に関する規程.....	27
一般財団法人日本助産評価機構評価員倫理規定.....	30
助産専門職大学院認証評価事業基本規則.....	33
助産専門職大学院認証評価手続規則.....	43
助産教育認証評価手数料に関する規定.....	49

I. 沿革および現況

1. 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成 18）年 8 月に発足した。主な目的は、教育及び助産実践の第三者評価に関する事業を行うことで、教育及び助産実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目指している。（公益社団法人）日本助産師会、（公益社団法人）全国助産師教育協議会、（一般社団法人）日本助産学会の 3 団体の発起により、2007（平成 19）年 1 月 17 日に特定非営利活動法人として設立された。

前出の 3 団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っていた。その結果、様々な教育課程に適応できる多元的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の第三者評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていた。そのような中、2004（平成 16）年に、高度な助産専門職業人を教育する助産専門職大学院が天使大学に開設され、学校教育法第 110 条の規定に基づく専門職大学院認証評価機関の成立が急がれた。そこで、本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成 19）年 12 月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成 20）年 4 月 8 日付けで、認証評価機関として認証された。2008（平成 20）年、第 1 回専門職大学院の認証評価を行った。さらなる認証評価事業の拡大をめざし、2014（平成 26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立することとなった。

2. 日本助産評価機構の現況

助産教育機関の評価に加え、2010 年（平成 22）年より、実践施設として助産所の第三者評価を開始した。2015（平成 27）年に助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢの個人認証を開始した。

教育機関の認証評価としては、2008（平成 20）年、第 1 回専門職大学院の認証評価を行って以来、5 年ごとに専門職大学院 1 校の評価を施行している。その他、専修/専門学校 3 校、学士課程 1 校の認証評価を行った。

実践施設として助産所の第三者評価は、2010 年（平成 22）年より開始した。8 か所の助産所評価を行った。

個人認証は、2015（平成 27）年に助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベ

ルⅢの個人認証を開始し、現在、認証を受けたアドバンス助産師は 12,000 人である。

現在は、専門職団体会員（公益社団法人 日本看護協会、公益社団法人 日本助産師会、一般社団法人 日本助産学会、公益社団法人 全国助産師教育協議会）、認証会員、賛助会員を擁する一般財団法人として、活動が続けている。我が国において、助産分野唯一の認証評価機関である。今後、ますます分野別評価の重要性が問われる時代にあり良質の評価事業の継続と発展を図る方針である。

Ⅱ．自己点検・評価

1．評価の範囲について

本自己点検・評価は「学校教育法」第110条第2項および「学校教育法第百十条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」第2条第4号の規定に基づき、当機構が行う専門職大学院（助産分野）認証評価事業の実施状況および組織等について点検、評価を行うものである。この際、必要に応じて当機構が行う、そのほかの教育機関の第三者評価にも触れることとする。

以上の事情から、当機構が行う助産所の第三者評価事業、助産師の個人認証事業については今回の点検・評価の範囲外とする。

2．評価基準について

認証評価の目的は、日本の助産専門職大学院における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該助産専門職大学院の個性的で多様な発展に資することである。

認証評価の特徴は以下の通りである。①「助産専門職大学院評価基準」は、9章47の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の44の「解釈指針」で構成され、助産専門職大学院として満たすことが必要と考えられる要件及び当該大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定している。②評価方法については、専門職大学院による、本機構の定める「助産専門職大学院評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査（実地調査）により実施している。③評価結果については、助産専門職大学院評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で示す。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければならない。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求める。

評価基準については、2～3年ごとの見直しを行い、省庁や関連認証機関等（認証評価機関連絡協議会等）の指示のある度に加筆・修正している。さらに、定期的に受審校も含めた見直しをしていく必要がある。

3．評価方法について

1) 実施体制・組織

本機構の認証評価に係る組織体制は、「認証評価評議会」「評価委員会」とその下に置かれる「評価チーム」、評価結果に対する対象大学院からの異議申し立ての採否を審議する「異議審査委員会」によって構成されている（資料1）。

「認証評価評議会」は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する大学院教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により

構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの異議の採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行う。

「評価委員会」は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院助産分野の専任教員4名程度、実務に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）により構成され、評価報告書（案2）の検討、および認証評価事業の実施に関する事項を決定する。

「評価チーム」は、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として3名とし、1名は大学院助産分野の専任教員とし、2名は助産師であって大学院で助産学分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動、および助産実践に識見を有する者であり、その内1名は主査とし、1名を副査とする。評価チームは、評価対象助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、対象助産専門職大学院に質問事項とともに送付する。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出する。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出する。認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめる。

「異議審査委員会」は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は大学院助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は当機構の理事および監事である。異議審査委員会は、評価報告書に対し、評価対象から出された異議の申立がなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出する。

評価者倫理の保持については「一般財団法人日本助産評価機構評価員倫理規定」に定めている。助産専門職大学院評価に関わる委員は、助産専門職大学院が提出した調書等の資料については評価以外の目的に使用することのないこと、外部に漏れることのないように留意すること、特に、評価資料の中には個人情報を含むものもあるので、その取り扱いには十分留意する。また、評価者には現地調査の際などにも、評価対象助産専門職大学院との関係において社会から評価の客観性に疑義をもたれたりすることのないよう特段の留意を払う。

現在の組織について、各委員会や評議会において、やや実践者が少ないが、それ以外はバランスよく人選が行われていると考える。ただし、評価員については、研修が不定期開催で毎年定期的に行われておらず、客観的な立場から専門的判断を行い、信頼性の高い評価を実施する評価員の育成に尽力すべきであると考えている。

2) 受審校による自己点検評価

対象助産専門職大学院は、本自己評価実施要項に従って、自己評価を実施し、自己点検評価報告書を作成する。自己評価は、基準ごとに、基準及び解釈指針に従って、助産専門職大学院の教育活動等の状況について数値などを示しながら分析し、自己評価した結果を記述する。対象助産専門職大学院には、すべての基準に係る状況を分析、記述することが求められる。また、評価基準ごとに、高度助産実践者の育成の基本理念や当該助産専門職大学院の目的に照らして優れた点や改善を要する点等を抽出し記述する。

3) 書面調査および調査報告書（案1）の作成

助産専門職大学院の適格かどうかの評定を「根拠」「長所」「改善勧告」として特記すべき事項、「改善を要する点」として指摘すべき事項等について、評価項目毎に記述する。

各基準について、評価チームの3名それぞれが全ての項目について分析した内容を統合する。評価チーム主査は、評価チームメンバーからの報告を受け、「調査報告書(案1)」に対する質疑や意見などがあれば適宜コメントをしながら作成する。

評価チーム会議での討議を進めるにあたって、評価チーム主査の留意点は以下の通りである。

- ・各チームメンバーの評価所見の趣旨が「調査報告書(案1)」に適切に反映されているか確認すること。
- ・チームメンバー間で評価が大きく異なる場合は、その理由の把握に努めること。その根拠として記入されている内容から判断する。その際、申請助産専門職大学院が独自に設定した「目標」を前提として、その達成度を中心に評定する。
- ・評価チーム会議前に予め確認しておいた論点について討議を行うこと。
- ・修正すべき箇所と修正の担当者を決めること。
- ・当該助産専門職大学院の現地調査における、評価チームの質問事項や要確認事項を確定すること。

4) 現地調査

現地調査の目的は、学長をはじめとする助産専門職大学院運営に責任を持つ関係者と面談し、申請助産専門職大学院の教育・研究に取り組む姿勢を確認すること、申請助産専門職大学院の特色ある教育・研究や施設・設備の状況を直接確認すること等を通じて、評価結果の妥当性を確保するに十分な情報、資料等を収集することである。

原則として1泊2日のスケジュールで、助産専門職大学院の置かれているキャンパスをすべて訪問し、申請助産専門職大学院の関係者（教職員・学生・修了生）に対する面談調査および施設・設備の視察を行う。

5) 調査報告書（案2）の作成

評価チームは、現地調査の結果を報告書に反映させ、現地調査後1か月以内に「調査報告書（案2）」を完成させる。

特に、「現地調査の際の質問事項への回答」「調査報告書（案1）に対する見解」は評価チームとしての質問・判断に対する申請助産専門職大学院からの書面による応答として重視し、現地調査時における見聞を含めて適否を判断のうえ、「調査報告書（案2）」に反映させる。

6) 評価委員会での審議・意見申立手続き

評価チームが作成した調査報告書（案2）については、11月頃に開催される評価委員会でその内容の検討が行われる。評価チーム主査は、評価委員会で検討された内容を受けて、対象助産専門職大学院に対する「評価報告書（原案）」を起草する。

「評価報告書（原案）」は当該助産専門職大学院に送り、内容に齟齬がないか確認し見解や質問事項を機構に提出する機会を設け、（12月頃に）意見を受け取る。

7) 認証評価評議会での審議・承認手続きおよび異議申立て手続き

（1月頃に開催される）認証評価評議会において「評価報告書」を審議する。助産評価機構理事会の議を経て、最終的に「評価報告書」を確定する。

適格と認定されない評価結果に対する異議申立ての審議に当たっては、評議会の下に異議審査委員会を置き、その議を踏まえて、評議会において最終的な決定を行う。

8) 評価結果の通知および公表

評価報告書は、対象助産専門職大学院ごとに作成し、評価結果として当該大学に通知する。また、評価結果は、対象助産専門職大学院において確定した評価報告書を文部科学大臣に提出するとともに、本機構の印刷物の刊行、及び、ホームページに掲載し、広く社会に公表する。

2008年以降、一連の認証評価事業において、各委員会は、規程によって与えられた権限に基づき、適切に運営がなされたと判断される。

9) 年次報告書によるフォローアップ

助産専門職大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内毎に次の評価を受けるものとする。

本機構が認定した助産専門職大学院は、年次報告書として、次の評価までの間、毎年度、機構へ提出することとしている。年次報告書には、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等を記載することとす

る。

なお、対象助産専門職大学院が認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程または教員組織に重要な変更があった場合は、すみやかに変更に係る事項を機構に通知することを義務付けている。その内容について評議会において審議することとし、審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を当該助産専門職大学院に通知する。さらに、その助産専門職大学院から申請があれば、それに基づいて当該事項に関する評価を実施し、助産専門職大学院としての適格認定の審査を行う。

4. 認証評価の実施状況

1) 専門職大学院認証評価の現況

2008（平成 20）年、第 1 回専門職大学院の認証評価を行って以来、5 年ごと、2013 年度、2018 年度に、国内唯一の専門職大学院の評価を施行している。いずれも、適格と認定されている。

直近の 2018 年度の評価の経過は、6 月末に提出された自己点検評価報告書ならびに基礎データ、関連資料により、書面調査の段階として、評価チームの主査及び各評価チーム員が、47 の評価基準に沿って評価を行った。その後、評価チーム全員が参集し、9 月 4 日に、「調査報告書(案 1)」を作成した。さらに、「調査報告書(案 1)」及び、現地調査の際の質問事項を対象専門職大学院に 9 月中旬に送付し、それと共に 10 月 4-5 日の現地調査に備えた。しかし、9 月に北海道を襲った台風 21 号・北海道胆振東部地震による影響も考慮し、協議の上、現地調査を 10 月 30-31 日に延期した。

現地調査では、書面調査による疑問等について聴取すると共に、対象専門職大学院の特色ある施設環境・教育活動の状況を確認するため、まず、教育責任者として、学長、大学院助産研究科責任者等との面談を行った。その後、自己点検・評価の関係者との面談や学生・修了生面接、および学内施設・設備の視察、実習施設の視察、そして関連資料の閲覧等を行った。これらに基づいて、主査及び評価チーム員による分担で、「調査報告書(案 2)」の素案を作成し、それを元にチーム全員で検討し、「調査報告書(案 2)」を作成した。

この「調査報告書(案 2)」を対象専門職大学院に送付して、疑問点や事実誤認がないかどうかを確認した。また、不足資料の確認を行った。そして、対象専門職大学院から提示された意見を参考に「評価報告書(原案)」を作成し、それを元に、認証評価評議会を開催し、2019（平成 31）年 3 月 22 日に本機構理事会の承認を経て、「天使大学助産専門職大学院に対する認証評価結果」を確定した。

評価の内容は、長所として、以下の点があげられた。教員のメンターシップ制と指導者によるプリセプターシップ制とっており、実習指導も少人数制により、遠隔地での実習もウェブをつないで、丁寧で細やかな指導がなされている。奨学金について、

貸与型から給付型への移行を行っており、利用促進が図られている。進路相談において、学年の始めには就職相談室職員や学務課就職係からのガイダンスが行われている。また、就職相談員が常駐し、学生への情報提供、就職相談に応じるなど手厚いサポートが行われている。図書館の OPAC をはじめ利便性の高い活用ツールシステムが導入されている。一方、改善を要する点として、以下の内容が指摘された。助産教育分野の履修登録の上限設定について、1 年で 37 単位は過密である。履修単位に対して実習期間が 2 倍と長すぎる。入試分析を行い、定員を恒常的に確保するための改善策が必要である。教員の研究活動について、活発にすることが求められる。

今回で 3 回目の受審であり、「改善を要する点」として指摘すべき事項が当初に比べ減じており、認証評価による取り組みの結果であると考えられる。しかし、新たな課題について検討を要する点も指摘し、引き続き教育の質の向上が図られるようにアドバイスをを行った。

2) その他の教育機関の第三者評価の現況

専修/専門学校 3 校、学士課程 1 校の認証評価を行った。

第三者評価受審年	適格認定校
2013 年度	独立行政法人国立病院機構九州医療センター附属福岡看護助産学校（専修/専門学校） →2018 年 3 月 31 日助産教育中止
2015 年度	千里金蘭大学看護学部看護学科（学士課程） 愛仁会看護助産専門学校（専修/専門学校）
2018 年度	日本赤十字社助産師学校（専修/専門学校）

現在（2018 年 5 月現在）、助産の教育課程 208 校（専修/専門学校 43 校、短期大学専攻科 4 校、大学（学士課程）83 校、大学専攻科/別科 39 校、大学院 39 校）のうち、受審して適格認定を取得しているのは、5 校であり、今後、積極的に受審をすすめていく働きかけが必要である。

5. 法人運営の状況

1) 執行機関（理事会および評議員会）について

助産関連 4 団体（公益社団法人日本助産師会、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会）からの推薦を受けた評議員 4 人、理事 12 人、監事 2 人を配している（下記、表に示す。）。一般財団法人として、評議員会 1 年に 1 回、理事会 1 年に 5 回開催している。

2018（平成 30）年度 一般財団法人日本助産評価機構

理事・監事名簿

理事長	堀内 成子	聖路加国際大学
理事	江藤 宏美	長崎大学
理事	高田 昌代	神戸市看護大学
理事	島田真理恵	上智大学
理事	安達久美子	首都大学東京
理事	砥石 和子	成城木下病院
理事	石川 紀子	静岡県立大学
理事	村田佐登美	愛仁会 千船病院
理事	佐山 理絵	帝京平成大学
理事	倉本 孝子	愛仁会本部
理事	平澤美恵子	助産師教育研修研究センター
理事	村上 明美	神奈川県立保健福祉大学
監事	近藤 潤子	天使大学
監事	米山 万里江	東京医療保健大学

評議員名簿

評議員	恵美須文枝	亀田医療大学
評議員	山本 詩子	山本助産院
評議員	井本 寛子	日本看護協会
評議員	島田 啓子	湘南医療大学

2) 事務局体制について

主となる事務局は、新宿区四谷（本塩町 7-9）にあり、本機構の認証評価事業（助産教育機関認証・実践施設として助産所認証・個人認証）におけるすべての事務を統括している。このうち、教育機関認証部門については、ガリレオ学会業務情報化センター内に事務局を委託し、受審機関との事務連絡等をおこなっている。

3) 財政状況について

本機構は設立当初は専門職大学院の認証評価事業のみであったが、その後助産所評価事業、個人認証事業を加えることで財政状況は安定し、2019 年 3 月現在で約 3 億円の総資産を有する。財政の安定が図られた結果、受審料の改訂を行うことが可能となり、専門職大学院の受審料については、当初の 350 万円から 2017 年より 150 万円に引き下げた。専門職大学院の認証評価にかかる費用は、主として受審校の現地調査における旅費交通費、各委員会の会議に関連する交通費・会議費、評価者育成・研修会費

および評価者謝金、報告書印刷であり、5年毎の受審期間において、受審料・賛助会費と費用はほぼ同等となっている。

本機構全体の主な収入としては、教育評価・実践評価・個人認証・普及啓発からなる事業収益、寄付金、会費がある。一方支出項目は、事業費と管理費に大別される。事業費としては各事業に関連する旅費交通費、謝金、外部委託費、減価償却費、印刷製本費等が主な項目である。管理費としては本機構の運営に係る共通経費としての人件費、旅費交通費、外部委託費等がある。本機構では、長期事業計画及び毎年度の事業計画を策定し、安定的な運営に努めている。今後、教育評価の対象校、実践評価の受審校を増やすこと、また個人認証の更新に備えることが課題と認識している。

Ⅲ. 資料等

資料 1 : 2018 (平成 30) 年度 一般財団法人日本助産評価機構組織

<助産教育評価部>

担当理事	平澤美恵子	助産師教育研修研究センター (センター長)
	江藤 宏美	長崎大学生命医科学域 (教授)
	安達久美子	首都大学東京 (教授)
	倉本 孝子	社会医療法人愛仁会本部 (副部長)

<助産教育評価部・評価委員会>

教 育	江藤 宏美	長崎大学生命医科学域 (教授)
	春名めぐみ	東京大学 (准教授)
	藤井ひろみ	神戸市看護大学 (准教授) * 現: 慶応義塾大学看護医療学部 (教授)
実 践	加藤 千晶	杏林大学看護学部 (准教授)
有 識 者	河合 蘭	医療ジャーナリスト
	斉藤麻紀子	NPO 法人 Umi のいえ (代表)
	白井 千晶	静岡大学 (教授)

<助産教育評価部・評議会>

教 育	恵美須文枝	亀田医療大学 (副学長)
	濱田 悦子	日本赤十字看護大学 (名誉学長)
	平澤美恵子	助産師教育研修研究センター (センター長)
実 践	中根 直子	日本赤十字社医療センター (看護副部長)
	堀内 成子	聖路加助産院マタニティークアホーム (助産師)
有 識 者	梶田 叡一	桃山学院教育大学 (学長)
	高岡 香	保良・高岡法律事務所 (弁護士)

<異議審査委員会>

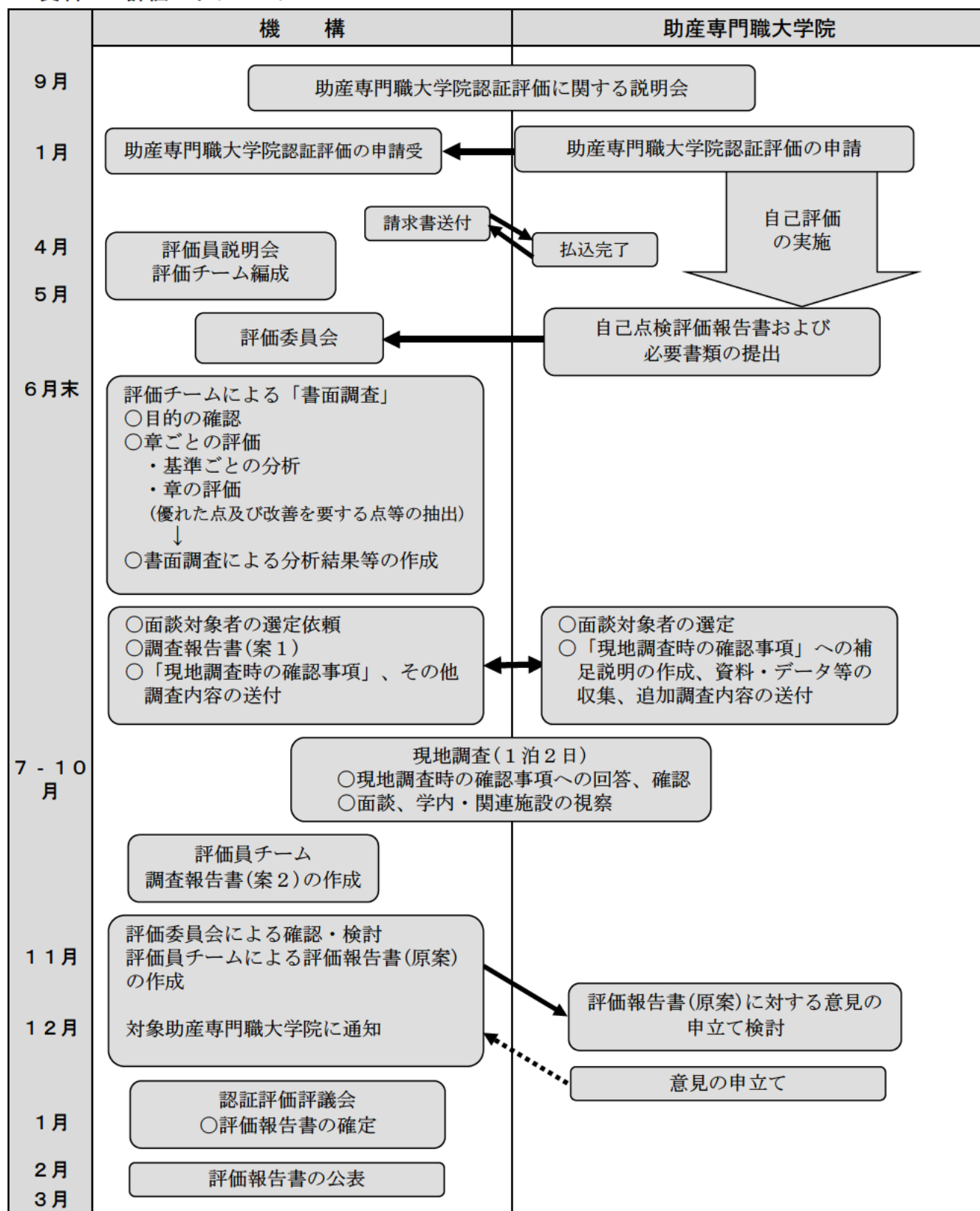
安達久美子	首都大学東京健康福祉学部 (教授)
岡本喜代子	おたふく助産院 (院長)
宮澤 潤	宮澤潤法律事務所 (所長)
森 明子	聖路加国際大学 (教授)
井村 真澄	日本赤十字看護大学 (教授)

<天使大学大学院助産専門職大学院認証評価 評価チーム>

主 査	江藤 宏美	長崎大学生命医科学域 (教授)
副 査	堀内 成子	聖路加国際大学 (教授)
		聖路加助産院マタニティークアホーム (助産師)
評価員	下見 千恵	広島国際大学 (教授)

(担当役職順・敬称略)

資料２：評価スケジュール



資料 3 : 助産教育認証評価に係る規則・規定

一般財団法人日本助産評価機構 定款

2014（平成 26）年 11 月 11 日制定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本助産評価機構と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に從たる事務所を設置することができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この法人は、母子を中心とした一般市民を対象として、助産実践及び教育の第三者評価及び認証に関する事業を行うことで、助産教育及び実践の質の向上と利用者の選択の利便を支援すると共に、その成果を助産教育機関・助産所・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産教育及び助産実践の第三者評価実施事業
- (2) 助産教育及び助産実践の評価基準作成・維持事業
- (3) 助産教育評価員の育成、研修事業
- (4) 助産教育・実践評価に関する普及啓発事業
- (5) 助産教育・実践に関する情報収集、研究事業
- (6) 助産教育・実践に関わる団体との情報交換及び共同事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 堀内 成子
現 金 300 万円

(基本財産)

第6条 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 第1号から第3号の附属明細書
- (5) 財産目録

(剰余金の処分制限)

第 10 条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であり、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

(評議員の資格)

- 第13条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第65条第1項に規定する者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第6条第1号に規定する者は、評議員となることができない。
- 2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事に支払う費用の額の決定及びその規程

- (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 合併契約の承認
 - (6) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
 - (7) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 評議員会は、あらかじめ評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開催)

第 18 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合には、いつでも臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (4) 合併契約の承認
 - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 12 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。
- 4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 監事は前項以外に、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。
- 7 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集に関する事項
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (8) その他この法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第 33 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が議長に当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 第 32 条第 4 号については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第 8 章 会員

(会員)

- 第 38 条 この法人に会員を置くことができる。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員の入退会等に関する規程」による。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第 39 条 この定款を変更するときは、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。ただし、公益認定法第 11 条第 1 項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 一般法人法第 200 条第 1 項の規定にかかわらず、この定款に規定する目的並びに評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定によりこれを変更することができる。

(合併)

- 第 40 条 この法人が合併するときは、あらかじめ公益認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をし、又は公益認定法第 25 条に規定する認可を受けた上で、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

- 第 41 条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をした上で、第 21 条第 2 項に規定する評議員会の決議をしなければならない。

(解散)

- 第 42 条 この法人は、一般法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

- 第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の

決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第10章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、次の号に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 第22条に規定する評議員会の決議の省略をした場合の同意書
 - (3) 評議員会の議事録
 - (4) 第36条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
 - (5) 理事会の議事録
 - (6) 会計帳簿
 - (7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (8) 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
 - (9) 財産目録
 - (10) 監査報告
 - (11) 評議員及び役員名簿
 - (12) 評議員及び役員の報酬等の支給基準
 - (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (14) 許認可及び登記に関する書類
- 2 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

第 47 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、事務局長等重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第 13 章 附 則

(設立者の氏名及び住所)

第 48 条 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所記載省略) 堀内 成子

(設立時評議員)

第 49 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 恵美須 文枝 岡本 喜代子 島田 啓子 福井トシ子

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第 50 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	堀内 成子	島田 真理恵	石川 紀子	山本 詩子
	春名 めぐみ	平澤 美恵子	中根 直子	大石 時子
	高田 昌代	江藤 宏美	井本 寛子	砥石 和子

設立時代表理事 堀内 成子

設立時監事 小田切 房子 近藤 潤子

(設立当初の事業年度)

第 51 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 7 条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 52 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本助産評価機構の設立に際し、設立者が定款を作成し、記名押印する。

平成 26 年 11 月 11 日

設 立 者 堀 内 成 子

会員の入退会等に関する規程

2014（平成 26）年 11 月 25 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、定款第 38 条の規定に基づき、一般財団法人日本助産評価機構（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う賛助会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

（会員の種別）

第 2 条 定款第 38 条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 専門職団体会員 この法人の事業推進を図るため、この法人が特に必要と認めた団体
- (2) 認証会員 この法人が行う第三者評価において適合判定を受けた助産教育機関及び助産所、並びにこの法人が行う助産実践認証評価においてアドバンス助産師の認証を受けた助産師
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

（入会手続）

第 3 条 専門職団体会員になろうとする団体は、理事会へ入会希望の旨を申し出ることとする。

- 2 専門職団体会員の入会の承認は、理事会の議決により行う。
- 3 この法人が行う第三者評価において、適合判定を受けた認証機関及びこの法人が行う助産実践認証評価において、アドバンス助産師の認証を受けた助産師はこの法人の認証会員となる。
- 4 賛助会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。
- 5 賛助会員の入会の可否は、理事長が決定する。

（理事会への報告）

第 4 条 理事長は、新たに会員となった者について、理事会にその状況を報告しなければならない。

(寄付金・賛助会費)

第5条 会員は、会員種別に応じて別表に定める寄付金又は賛助会費を本法人所定の方法で毎年納入しなければならない。

(寄付金・賛助会費の使途)

第6条 前条の寄付金・賛助会費の使途は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金 指定寄付金とし、公益目的事業に使用する。
- (2) 賛助会費 合計額の50%以上70%以内を公益目的事業に、他は管理費に使用する。

(除名)

第7条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規程・規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
 - (4) 正当な理由がなく賛助会費を1年以上納入しないとき。
- 2 会員を除名にするときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 認証会員が除名措置を受けた場合、当該機関及び助産師は、この法人から受けた適合判定及び認証を取り消される。

(退会)

第8条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、賛助会員が納入した会費については、これを返還しない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人日本助産評価機構の設立の登記の日（平成26年11月25日）から施行する。

別表 寄付金・賛助会費金額

区 分		年 額	摘 要
1 専門職団体会員 (寄付金)		50 万円	公益社団法人 日本看護協会、 公益社団法人 日本助産師会、 一般社団法人 日本助産学会、 公益社団法人 全国助産師教育協議会
2 認証会員 (賛助会費)	① 専門職大学院	1 万円	認証評価の「適合」判定を受けた 助産師教育機関及び助産所
	② 大学院修士課程		
	③ 大学専攻科・別科		
	④ 大学		
	⑤ 短期大学専攻科		
	⑥ 専門学校		
	⑦ 助産所会員		
	⑧ アドバンス助産師	6 千円※	※ 会費は認証申請時に 5 年分一括して 徴収する
3 賛助会員 (賛助会費)	団体 A (企業・団体)	1 口 5 万円 (1 口以上)	この法人の目的に賛同し、 かつ賛助するために入会した団体
	団体 B (病産院・診療所・助産所)	1 口 1 万円 (1 口以上)	
	個人	1 口 3 千円 (1 口以上)	この法人の目的に賛同し、 かつ賛助するために入会した個人

一般財団法人日本助産評価機構評価員倫理規定

2008（平成 20）年 4 月 15 日

最終改正：2014（平成 26）年 12 月 3 日

第 1 条 一般財団法人日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）の行う助産教育認証評価及び助産実践評価に従事する評価者は、大学及び助産実践の質的向上および教育・研究・実践の改善に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動を行わなければならない。

第 2 条 本規定において「評価者」とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 助産教育認証評価評議会の評議員、及び助産実践評価評議会の評議員
- (2) 助産教育認証評価の評価委員会委員及び助産実践評価の評価委員会委員
- (3) 助産教育認証評価の評価員、及び助産実践評価の評価員
- (4) 異議審査委員会の委員

第 3 条 この規定において「利害関係者」とは、助産教育認証評価及び助産実践評価を申請、または予定している大学・助産実践の役員および専任の教職員及び助産実践者をいう。

第 4 条 評価者および本機構事務局職員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けとること。
 - (2) 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (3) 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (4) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (5) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (6) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、評価者および本機構事務局職員は以下の各号に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（当該大学、法人のロゴが入っ

たもの)であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
ただし、

額面 3 千円を超えるような金券類の贈与を受けてはならない。

- (2) 多数のものが出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の所属する大学の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食すること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。

第 5 条 評価者および本機構事務職職員は、私的な関係（評価者および本機構事務局職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な評価活動の実施に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

第 6 条 評価者および本機構事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、本機構の認証評価に関する講演、討論、講習もしくは研修における指導もしくは知識の教授、著述、監修、編さんをしようとする場合は、あらかじめ一般財団法人日本助産評価機構理事長の承認を得なければならない。

第 7 条 この規定の改廃は、理事会が決定する。

附 則

本規則は、2008（平成 20）年 4 月 15 日に制定し同日より施行する。

本規則は、2010（平成 22）年 4 月 1 日に修正し同日より施行する。

本規則は、2010（平成 22）年 10 月 6 日に修正し同日より施行する。

本規則は、2014（平成 26）年 12 月 3 日に修正し同日より施行する。

助産専門職大学院認証評価事業基本規則

2007（平成 19）年 11 月 1 日

最終改正：2010（平成 22）年 10 月 6 日

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 一般財団法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、助産教育及び高度な専門職業人の養成に関する事業の一環として、学校教育法第 69 条の 4 に定める文部科学大臣の認証を受けて、助産専門職大学院の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、助産専門職大学院の認証評価事業を行うことを目的とする。

（付帯業務）

第 2 条 機構は、前条の認証評価事業に付帯して、評価を適切に行うための助産専門職大学院及び助産師養成制度全般に関する情報収集と調査研究、評価依頼校への適宜の情報提供、助産師養成教育に関する調査研究等付帯業務を行う。

（助産専門職大学院認証評価部）

第 3 条 認証評価事業及びその付帯業務は、機構理事会の委託にもとづき助産専門職大学院認証評価部がこれを行うものとする。

2 助産専門職大学院認証評価部は、認証評価評議会、評価委員会、評価員、異議審査委員会、認証評価事務局から構成される。

3 助産専門職大学院認証評価部において、所定の手続に基づいて作成もしくは修正された評価報告案（原案）は、所定の手続に従い機構の評価報告書として確定・公表される。

（守秘義務）

第 4 条 機構、助産専門職大学院認証評価部の構成員は、認証評価事業及びその付帯業務の遂行により取得した助産専門職大学院及びその関係者に関する秘密の情報について、守秘義務を負う。但し、第 1 条第 1 項の認証評価事業の実施・公表のために必要がある場合を除く。

第2章 認証評価評議会

(目 的)

第5条 助産専門職大学院認証評価部の最高意思決定機関として、認証評価評議会を設ける。

(権 限)

第6条 認証評価評議会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価基準の策定・変更等認証評価事業及びその付帯業務の基本的事項を決定する。
- (2) 評価委員会委員、異議審査委員全委員を選任する。
- (3) 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議の申立の採否を決定し、必要があるときは評価報告書（原案）を修正する。
- (4) この基本規則の改正案を決定する。
- (5) その他、機構理事会から委託された事項を行う。

(構 成)

第7条 認証評価評議会は、9名の認証評価評議員をもって構成する。認証評価評議員のうち3名が助産教育に従事する大学院教員、3名が実践に従事する助産師、3名が一般有識者（教育学、産科学、ジェンダー論等に関連する）とすることを原則とする。

(認証評価評議員の選任)

第8条 認証評価評議員は、機構理事会において選任する。

(任 期)

第9条 認証評価評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された認証評価評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(認証評価評議会議長)

第10条 認証評価評議会議長は、認証評価評議員の互選により決する。

2 認証評価評議会議長は、助産専門職大学院認証評価部を統括し、これを代表する。

（認証評価評議会の開催）

第 11 条 通常認証評価評議会は、原則として毎年 1 回定時に開催する。

2 臨時認証評価評議会は、次の各号に掲げる事由の一に該当する場合に開催する。

(1) 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議の申立を審理する必要があるとき。

(2) 機構理事長または認証評価評議会議長が必要と認めたとき。

(3) 認証評価評議員現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 前項 (1) の異議の審理は、第 51 条所定の異議審査委員会の異議審査書が認証評価評議会に提出された後に行なわれる。

（招 集）

第 12 条 認証評価評議会は、認証評価評議会議長が招集する。

（定足数）

第 13 条 認証評価評議会は、認証評価評議員現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

（議 決）

第 14 条 認証評価評議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した認証評価評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 認証評価評議員は、その所属もしくは利害関係を有する助産専門職大学院に関する議事に参加できない。

（書面表決）

第 15 条 やむを得ない理由のため認証評価評議会に出席できない認証評価評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その認証評価評議員は出席したものとみなすものとする。

（議事録）

第 16 条 認証評価評議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

（認証評価評議会運営規則）

第 17 条 認証評価評議会は、その運営に関して、別途、認証評価評議会運営規則を設

ける。

第3章 評価委員会

(目 的)

第18条 認証評価事業及びその付帯業務に関する具体的な事項を決定し、評価報告書（原案）の作成を行う機関として、評価委員会を設ける。

(権 限)

第19条 評価委員会は、以下の権限を有する。

- (1) 評価報告書（原案）を作成する。
- (2) 評価実施要項・評価手続等、評価の実施に関する事項その他認証評価事業及びその付帯業務の実施に関する事項について決定する。
- (3) 助産専門職大学院との認証評価委託契約等、認証評価事業及びその付帯業務に関する契約締結について決定する。
- (4) 評価員を選任し、または解任する。
- (5) 助産専門職大学院ごとに評価員から成る評価チームを編成する。
- (6) 認証評価事業及びその付帯業務についての諸事項で、(2)に当たらないものにつき、これを決定する。

(構 成)

第20条 評価委員会は、10名程度の評価委員をもって構成する。評価委員のうち4名程度が大学及び大学院助産分野の専任教員、3名程度が実践に従事する助産師、3名程度が研究者及び受益者グループ代表者等の有識者とするを原則とする。

(評価委員会委員の選任)

第21条 評価委員会委員は、認証評価評議会において選任する。

(任 期)

第22条 評価委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された評価委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第23条 評価委員会には、委員長1名と副委員長2名を置く。これらは、評価委員

会委員の互選により決する。

(開 催)

第 24 条 評価委員会は、隔月開催を原則として、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 25 条 評価委員会は、認証評価評議会議長または評価委員会委員長が招集する。

(議 長)

第 26 条 評価委員会の議長は、委員長が務めるものとする。委員長が欠けるときは、副委員長のうち 1 名がこれに当たる。

(議 決)

第 27 条 評価委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した評価委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

2 評価委員会委員は、その所属もしくは利害関係を有する助産専門職大学院に関する議事に参加できない。

(議事録)

第 28 条 評価委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(秘密会)

第 29 条 評価委員会は、出席した評価委員の過半数の同意があれば、これを秘密会とすることができる。この場合には、前条の議事録は作成を要しない。

(評価委員会運営規則)

第 30 条 評価委員会はその運営に関して、別途、評価委員会運営規則を設ける。

第 4 章 評価員

(目 的)

第 31 条 助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料を調査し、現地調査を行い、調査結果（案）を作成する等の職務を行うため、評価員を置く。

(評価員名簿)

第 32 条 評価員に選任された者は、評価員名簿にその氏名、所属、連絡先を登載す

る。

（評価員）

第 33 条 評価員は評価委員会により選任されるものとし、認証評価評議員、評価委員会委員との兼任を妨げない。

（評価チーム）

第 34 条 評価チームは、評価する助産専門職大学院ごとに評価委員会が編成することとし、原則として、評価員 3 名から成るものとする。なお、評価チームの構成については、原則として、評価員 3 名のうち 1 名は大学及び大学院助産分野の専任教員とし、2 名は助産師であって大学院助産分野における教育経験を有する者もしくはその教育研究活動に識見を有する者とする。

2 助産専門職大学院の規模により、前項の評価員数は増加することがある。

3 評価対象助産専門職大学院に所属もしくは利害関係を有する者は、当該助産専門職大学院の評価チームの評価員となることはできない。

（権 限）

第 35 条 評価員は、評価委員会で決定された評価チームの一員として、評価を行う助産専門職大学院の自己点検評価報告書その他の資料から調査報告書（案 1）を作成し、その後、調査及び現地調査を行い、評価についての調査結果及び意見を記載した調査報告書（案 2）を作成し、評価委員会へ提出する。

（主査・副査）

第 36 条 評価チーム 3 名のうち、1 名を主査とし、1 名を副査とする。

（主査・副査の権限）

第 37 条 主査は、評価チームを統率するとともに、調査報告書（案 1 及び 2）を取りまとめる。

2 副査は、主査を補佐し、主査に事故あるときはこれに代わって主査の職務を行う。

（評価員の義務）

第 38 条 評価員は、原則として、機構が行う評価員研修に参加しなければならないものとする。

（任期・辞任・解任）

第 39 条 評価員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 評価員がこれを辞する場合には、評価委員会宛てに文書で理由を付して届け出ることとする。
- 3 評価委員会は、評価員が、心身の故障により十分な評価活動ができないと認める場合及び評価員としての品位を欠く行いがあると認める場合には、これを解任できるものとする。

第5章 異議審査委員会

（目 的）

第40条 評価報告書（原案）に対する助産専門職大学院からの異議を審査するため、異議審査委員会を設ける。

（権 限）

第41条 異議審査委員会は、助産専門職大学院から出された異議について、それが理由あるものか否かを審査し、審査結果を認証評価評議会に報告する。

（構 成）

第42条 異議審査委員会は、5名の異議審査委員をもって構成する。異議審査委員のうち、3名は有識者、大学院助産分野の専任教員、2各は機構の副理事長及び監事とすることを原則とする。

（異議審査委員の選任）

第43条 異議審査委員は、認証評価評議会において選任する。

（任 期）

第44条 異議審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補うために選任された異議審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開 催）

第45条 評価報告書（原案）に対し、評価を受けた助産専門職大学院から出された異議は、異議審査委員会に当然に付託され、異議審査委員会が開催される。

（委員長）

第46条 異議審査委員会の互選により、異議審査委員会委員長1名を定める。

（招 集）

第 47 条 異議審査委員会は、異議審査委員会委員長が召集する。

（議 長）

第 48 条 異議審査委員会の議長は、異議審査委員会委員長がこれを行う。

（議 決）

第 49 条 異議審査委員会の議事は、原則として、出席し議事に参加した異議審査委員全員の一致によるものとする。ただし、意見の一致を見るのが困難であると議長が判断した場合には、多数決によることもできるものとする。

（秘密会）

第 50 条 異議審査委員会の議事については、原則として秘密とする。但し、必要に応じて議事要旨を作成する。

（異議審査書の作成）

第 51 条 異議審査委員会は、議事の結果について異議審査書を作成し、認証評価評議会に提出するものとする。

（異議審査委員会運営規則）

第 52 条 異議審査委員会は、その運営に関して、別途、異議審査委員会運営規則を設ける。

第 6 章 認証評価事務局

（目 的）

第 53 条 認証評価事業に係る事務を処理するため、認証評価事務局を設置する。

（構 成）

第 54 条 認証評価事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。

（任 命）

第 55 条 事務局長その他の事務局員は、理事長が任命する。

- 2 評価対象助産専門職大学院と利害関係を有する事務局長その他の事務局員は、当該助産専門職大学院にかかる認証評価事業に係る事務の処理に関与する

ことはできない。

(事務局長)

第 56 条 事務局長は助産師とする。

(事務局員)

第 57 条 事務局員は無給を原則とするが、必要に応じて有給の職員も置くものとする。

- 2 有給職員を含む事務局員は、助産師及び研究者を中心とし、それら以外の事務担当者も含むものとする。
- 3 有給職員は、常勤または非常勤とする。

第 7 章 事業会計

(総 則)

第 58 条 認証評価事業会計は、機構の一般会計と区分した独立会計によるものとする。

(評価手数料等)

第 59 条 認証評価評議会は、評価に関して助産専門職大学院から徴収する評価手数料等を決定する。

(事業報告)

第 60 条 認証評価評議会は、毎事業年度の始めから 2 か月以内に、前事業年度に係る事業報告案を作成し、これを機講理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第 61 条 評価事業の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 その他

(認証評価の受託)

第 62 条 機構は、助産専門職大学院から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該助産専門職大学院の認証評価を行うものとする。

（認証評価に関する諸規則）

第 63 条 認証評価に関する手続、評価報告書の確定・公表及び評価報告案（原案）に対する助産専門職大学院の異議申立に関する事項については、認証評価評議会がその取り扱いに関する規則を別途定める。

（その他必要な事項）

第 64 条 この基本規則に定めるもののほか、認証評価事業に関し必要な事項は、機構理事会の授権にもとづいて、認証評価評議会において、別に定める。

（改 正）

第 65 条 この基本規則の改正は、認証評価評議会の発議に基づき機構理事会において行う。

附 則

本規則は、2007（平成 19）年 11 月 1 日に制定し同日より施行する。

本規則は、2010（平成 22）年 10 月 6 日に修正し同日より施行する。

助産専門職大学院認証評価手続規則

2007（平成 19）年 11 月 1 日

最終改正：2010（平成 22）年 10 月 6 日

（目 的）

第 1 条 一般財団法人日本助産評価機構（以下「機構」という。）は、助産教育及び高度な専門職業人の養成に関する事業の一環として、学校教育法第 69 条の 4 に定める文部科学大臣の認証を受けて、助産専門職大学院の教育研究活動等の適格認定に関する評価を行う機関となり、助産専門職大学院の認証評価事業を行う。

本規則は、「助産専門職大学院認証評価事業基本規則」第 3 条について、以下の手続き規則を定める。

（認証評価の着手）

第 2 条 機構は助産専門職大学院から認証評価の申請を受けた時点から認証評価に着手する。

2 助産専門職大学院認証評価事業基本規則第 62 条の「正当な理由」とは、評価員の確保等、評価の実施体制上、遅滞なく認証評価に着手することができない場合の他、天災等の不可抗力により認証評価の実施が不可能な場合をいう。

3 機構の認証評価に要する期間は、別紙「評価のプロセス」記載のとおり、評価実施の決定時から評価報告書確定までに、評価報告書（原案）に対する異議申立がなされる等により長期化した場合には 2 年、異議申立がなされなかった場合においても 1 年 6 か月の期間を要することから、機構の認証評価を受けようとする助産専門職大学院は、機構に対し、法令に基づき認証評価を受けるべき期限から 2 年を遡った時点までに、認証評価の申請を行うものとする。

（認証評価のプロセス）

第 3 条 機構の認証評価は、以下のプロセスを、概ね別紙「評価のプロセス」記載のスケジュールに準じて行う。

（1）評価実施全体のスケジュールについての合意

機構と評価対象助産専門職大学院は、評価対象助産専門職大学院に対する認証評価実施の全体的なスケジュールについて合意する。

（2）担当評価員の選任と助産専門職大学院への通知

評価委員会は、評価対象となった助産専門職大学院（以下、「評価対象専門職大学院」という。）を担当する評価員を選任し、評価対象助産専門職大学院に通知する。

- (3) 評価委員会は、評価対象助産専門職大学院に自己点検評価項目を通知し、説明会を実施する。
- (4) 評価対象助産専門職大学院は、自己点検評価報告書を作成し、機構に提出する。
- (5) 機構は、担当評価員の研修及び評価チームによる自己点検評価報告分析・検討を行う。
- (6) 評価チームは自己点検評価報告の書面審査結果を調査報告案（案 1）にまとめ、評価対象助産専門職大学院への質問事項と共に送付する。
- (7) 評価対象助産専門職大学院は評価チームによる調査報告書（案 1）に対する見解や質問事項を機構に提出する。
- (8) 現地調査
原則として 3 名の評価チームによる現地調査を行う。
- (9) 評価チーム報告書の作成
評価チームは、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案 2）を作成する。
- (10) 評価報告書（原案）の作成並びに評価対象専門職大学院への送付等
評価委員会は、調査報告案（案 2）、自己点検評価報告案、関連資料に基づき、評価を行い、評価チームは、これに基づき評価報告案（原案）を作成する。評価委員会は評価報告案（原案）を評価対象助産専門職大学院に送付して意見を求める。
- (11) 評価報告書（原案）の決定及び評価対象助産専門職大学院への送付
評価委員会は、上記（10）の評価対象助産専門職大学院からの意見を検討の上、評価報告書（原案）を決定し、機構は、評価対象助産専門職大学院に評価報告書を送付する。
- (12) 異議申立手続、評価報告案の確定、評価対象助産専門職大学院への通知、文部科学大臣への報告及び公表は、次条以下で定める。

（異議申立手続）

第 4 条 評価対象助産専門職大学院は評価報告書（原案）受領後 30 日以内に限り、機構に対して異議の申立を行うことができる。

- 2 前項の異議申立は異議事由を記載した書面を機構に送付することによって行う。

（異議審査委員会による異議申立の審査）

第5条 異議審査委員会は、評価対象専門職大学院からの異議申立を審査し、異議審査書を評議会へ提出する。

- 2 異議審査書には、異議審査委員による審査の結論及び理由を記載する。
- 3 異議審査委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができる。
- 4 異議審査委員会は、必要に応じ、評価対象助産専門職大学院・評価員等からの意見聴取を行うことができる。

（認証評価評議会による異議申立の審理）

第6条 認証評価評議会は、異議審査委員会の作成した異議審査書を踏まえて審理し、評価対象助産専門職大学院の異議申立の可否を判断する。

- 2 再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。
- 3 認証評価評議会は、必要と認めた場合には、異議審査委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

（評価委員会による修正評価報告書（原案）の作成と認証評価評議会による審理）

第7条 評価委員会は認証評価評議会の再評価命令がなされた場合には再評価を行い、修正評価報告書（原案）を作成する。

- 2 評価委員会は、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。
- 3 修正評価報告書（原案）の内容は、認証評価評議会の再評価命令の内容に拘束される。
- 4 認証評価評議会は、評価委員会の作成した修正評価報告書（原案）について審理し、以下の各号の結論を示して判断する。
 - （1）修正評価報告書（原案）が適当であるとして承認する。
 - （2）修正評価報告書（原案）を修正する。
- 5 認証評価評議会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば異議審査委員会・評価対象助産専門職大学院からの意見聴取を行うことができる。

（評価報告書の確定、評価対象専門職大学院への送付並びに文部科学大臣への報告、公表）

第8条 評価報告書は以下の各号のいずれかによって確定する。

- （1）評価委員会作成の評価報告書（原案）に対して、評価対象助産専門職大

- 学院が所定の期間内に異議の申立をしなかったとき
- (2) 評価対象助産専門職大学院が異議の申立をした場合
- a 認証評価評議会が異議申立を却下したとき
 - b 認証評価評議会が、評価報告書（原案）を修正したとき
 - c 認証評価評議会が、その再評価命令に基づく評価委員会の修正評価報告書（原案）を承認または修正したとき
- 2 評価報告書には、第 3 条 10 号の意見および第 4 条の異議申立の内容を付記する。
- 3 機構は、確定した評価報告書を文部科学大臣に報告する。
- 4 機構は、確定した評価報告書を評価対象助産専門職大学院に送付する。ただし、異議申立がなされなかった場合には、重ねて送付することを要しない。
- 5 機構は、確定した評価報告書を刊行物及び機構の WEB サイトに掲載する等の方法で公表する。
- 6 評価対象助産専門職大学院から提出された自己点検評価報告書についても、機構の WEB サイトに掲載し公表する。

（改善報告）

- 第 9 条 評価対象助産専門職大学院は、「評価報告案」を受け取り、指定された期日までに「改善勧告」及び「問題点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければならない。
- 2 評価委員会は「改善報告書」を検討し、「改善報告書検討結果（案）」を作成し、認証評価評議会に報告する。
- 3 認証評価評議会は、「改善報告書検討結果」の決定後、これを評価対象助産専門職大学院に通知する。

（評価後の重要な変更）

- 第 10 条 当該認証評価の対象となった助産専門職大学院を置く大学は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知しなければならない。
- 2 機構は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

（年次報告書）

- 第 11 条 前条第 1 項に定めるほか評価対象助産専門職大学院は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構

が指定した事項についての年次報告再を機構に提出する（様式は別途）。

（評価の周期）

第 12 条 機構の認証評価を受ける助産専門職大学院は開校の日から 5 年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5 年以内ごとに評価を受けるものとする。また、その他の助産教育施設も 5 年を目途に認証評価を受審するように努める。

（評価基準の変更）

第 13 条 機構は、評価基準を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階において案を公表すると共に助産専門職大学院へ送付して、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

2 機構は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに評価対象助産専門職大学院に通知する。

3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に評価対象助産専門職大学院が作成する自己点検評価報告書にかかる認証評価に対して適用される。但し、評価対象助産専門職大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

（評価手数料等）

第 14 条 機構は、認証評価に関して評価対象助産専門職大学院の負担する評価手数料等について、別に定める。

（公表事項及び変更事項の届出）

第 15 条 機構は、以下の各号に定める事項を機構の WEB サイトに掲載する等の方法により公表するとともに、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

- (1) 名称及び事務所の所在地
- (2) 役員の氏名
- (3) 評価の対象
- (4) 評価基準及び評価方法
- (5) 評価の実施体制
- (6) 評価の結果の公表の方法
- (7) 評価の周期
- (8) 評価に係る手数料の額

附 則

本規則は、2007（平成 19）年 11 月 1 日に制定し、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた 2008（平成 20）年 4 月 8 日に施行する。

本規則は、2010（平成 22）年 10 月 6 日に修正し同日より施行する。

助産教育認証評価手数料に関する規定

2007（平成 19）年 11 月 20 日

最終改正：2017（平成 29）年 10 月 26 日

第 1 条 助産教育認証評価手続規則第 14 条に基づき、この規定を定める。

第 2 条 助産教育課程における認証評価手数料は、以下の通りとする。

助産専門職大学院認証評価手数料は、1, 500, 000 円（消費税込）

その他の助産教育課程認証評価手数料は、500, 000 円（消費税込）

第 3 条 評価手数料は、認証評価を受ける年度の 4 月末日までに納入しなければならない。

第 4 条 納入された認証評価手数料は、特段の事由のない限りこれを返還しない

附 則

本規定は、2007（平成 19）年 11 月 20 日に制定し、当機構が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた 2008（平成 20）年 4 月 8 日に施行する。

本規定は、2012（平成 24）年 10 月 6 日に修正し同日より施行する。

本規定は、2014（平成 26）年 12 月 3 日に修正し同日より施行する。

本規定は、2017（平成 29）年 10 月 26 日に修正し同日より施行する。